

(その1)

収支報告書 (令和 3 年分)

(ふりがな) (りっけんみんしゅとうだい10くそうしぶ)

- 1 政治団体の名称 立憲民主党千葉県第10区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県香取市佐原口2164-2
- 3 代表者の氏名 谷田川 元
- 4 会計責任者の氏名 宮澤 健

※該当箇所に「✓」を付すこと。

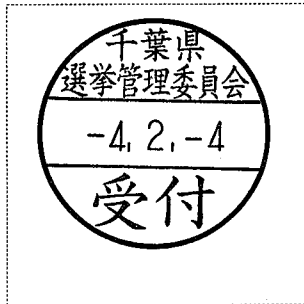
政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先
(担当者) 濱松 真
(電話) 0478-54-5678

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>谷田川 元</u>
公職の種類 <u>衆議院議員</u> (現職)



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

194510
24

定 郵 資 全 領 N
解 後 認 認 認 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
K S

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	十億		百万		千		円
						47	183	467		
① (前年からの繰越額)	0	2	0			6	098	172		
② (本年の収入額 = $A + B + C + D + E + F + G$)	0	3	0			41	085	295		
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0			44	876	469		
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0			2	306	998		

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	0	6	0	十億		百万		千		円
						1	035	900		
員 数	0	7	0							1,151 ^人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番	金 額	備 考
		十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0 8 0	7,660,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0 9 0	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1 0 0	5,370,000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1 1 0	8,100,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0	21,130,000	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1 3 0	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	1 4 0	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1 5 0	21,130,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

（5）本部又は支部から供与された交付金に係る収入									
交付金を供与した本部又は支部の名称			金 額		年月日	主たる事務所の所在地	備 考		
			十億	百万	千	円			
		立憲民主党千葉県総支部連合会		1	500	000	3.1.29	千葉県千葉市中央区中央4-3-5 カンガルービル4階	
		立憲民主党党本部 財務局		3	000	000	3.2.19	東京都千代田区永田町2-12-4 ふじビル3F	
		〃		2	500	000	3.4.15	〃	
		立憲民主党千葉県総支部連合会			200	000	3.6.18	千葉県千葉市中央区中央4-3-5 カンガルービル4階	
		立憲民主党党本部 財務局		2	000	000	3.6.21	東京都千代田区永田町2-12-4 ふじビル3F	
		〃			200	000	3.7.14	〃	
		〃		5	000	000	3.7.15	〃	
		〃		2	000	000	3.10.19	〃	
		〃		2	500	000	3.12.10	〃	
800		この頁の小計		18	900	000			
900		合 計		18	900	000			F

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額				年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円				
		保津 豊徳						千葉県香取市北2-14-10	医師	
						10,000	3.1.28			
						10,000	3.3.1			
						10,000	3.3.26			
						10,000	3.4.28			
						10,000	3.5.28			
						10,000	3.6.28			
						10,000	3.7.30			
						10,000	3.8.27			
						10,000	3.9.29			
						10,000	3.10.28			
						10,000	3.11.29			
						10,000	3.12.28			
800		この頁の小計				120,000				
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	椎名 修					千葉県成田市土屋839	無職
				5,000	3.1.28		
				5,000	3.3.1		
				5,000	3.3.26		
				5,000	3.4.28		
				5,000	3.5.28		
				5,000	3.6.28		
				5,000	3.7.30		
				5,000	3.8.27		
				5,000	3.9.29		
				5,000	3.10.28		
				5,000	3.11.29		
				5,000	3.12.28		
800	この頁の小計			60,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		五十嵐 玲彦					千葉県佐倉市上座469-12	税理士	
				10,000		3.1.28			
				10,000		3.3.1			
				10,000		3.3.26			
				10,000		3.4.28			
				10,000		3.5.28			
				10,000		3.6.28			
				10,000		3.7.30			
				10,000		3.8.27			
				10,000		3.9.29			
				10,000		3.10.28			
				10,000		3.11.29			
				10,000		3.12.28			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		石毛 雅志					千葉県旭市新町122	農業	
				5,000		3.1.28			
				5,000		3.3.1			
				5,000		3.3.26			
				5,000		3.4.28			
				5,000		3.5.28			
				5,000		3.6.28			
				5,000		3.7.30			
				5,000		3.8.27			
				5,000		3.9.29			
				5,000		3.10.28			
				5,000		3.11.29			
				5,000		3.12.28			
800		この頁の小計		60,000					
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。			
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
		島崎 哲弥					千葉県香取市北3-4-16		医師	
				5,000		3.1.28				
				5,000		3.3.1				
				5,000		3.3.26				
				5,000		3.4.28				
				5,000		3.5.28				
				5,000		3.6.28				
				5,000		3.7.30				
				5,000		3.8.27				
				5,000		3.9.29				
				5,000		3.10.28				
				5,000		3.11.29				
				5,000		3.12.28				
800		この頁の小計		60,000						
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。				
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		浅野 尚					千葉県香取市佐原イ1680-4	医師	
				5,000		3.1.28			
				5,000		3.3.1			
				5,000		3.3.26			
				5,000		3.4.28			
				5,000		3.5.28			
				5,000		3.6.28			
				5,000		3.7.30			
				5,000		3.8.27			
				5,000		3.9.29			
				5,000		3.10.28			
				5,000		3.11.29			
				5,000		3.12.28			
800		この頁の小計		60,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前()特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		石井 幸夫					千葉県香取郡多古町島2371	自営業	
				5,000		3.1.28			
				5,000		3.3.1			
				5,000		3.3.26			
				5,000		3.4.28			
				5,000		3.5.28			
				5,000		3.6.28			
				5,000		3.7.30			
				5,000		3.8.27			
				5,000		3.9.29			
				5,000		3.10.28			
				5,000		3.11.29			
				5,000		3.12.28			
800		この頁の小計		60,000					
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。			
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		篠塚 雅子					千葉県香取市牧野2019	自営業	
					10,000	3.1.28			
					10,000	3.3.1			
					10,000	3.3.26			
					10,000	3.4.28			
					10,000	3.5.28			
					10,000	3.6.28			
					10,000	3.7.30			
					10,000	3.8.27			
					10,000	3.9.29			
					10,000	3.10.28			
					10,000	3.11.29			
					10,000	3.12.28			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		川本 正男					東京都新宿区北新宿1-14-6	アパート経営	
				5,000		3.2.1			
				5,000		3.3.3			
				5,000		3.3.30			
				5,000		3.5.6			
				5,000		3.6.1			
				5,000		3.6.30			
				5,000		3.8.3			
				5,000		3.8.31			
				5,000		3.10.1			
				30,000		3.10.18			
				5,000		3.11.1			
				10,000		3.11.4			
				5,000		3.12.1			
				5,000		3.12.30			
800		この頁の小計		100,000					
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。			
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		別宮 嘉代子					千葉県香取市小見川257	自営業	
					10,000	3.2.1			
					10,000	3.3.3			
					10,000	3.3.30			
					10,000	3.5.6			
					10,000	3.6.1			
					10,000	3.6.30			
					10,000	3.8.3			
					10,000	3.8.31			
					10,000	3.10.1			
					10,000	3.10.18			
					10,000	3.11.1			
					10,000	3.12.1			
					10,000	3.12.30			
800		この頁の小計			130,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				50	000	3.10.18	千葉県香取市佐原イ3393-1	自営業	
800		この頁の小計			50,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				60	000	3.4.14	千葉県山武郡芝山町大台902	会社役員	
800		この頁の小計		60	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前() 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	那須 保秋					千葉県香取郡多古町南玉造30	農業
				100,000	3.4.12		
				10,000	3.10.18		
800	この頁の小計			110,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		高野 幸夫					千葉県旭市米込905-3	会社役員
					100,000	3.7.19		
					10,000	3.10.1		
800		この頁の小計			110,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		小林 聡			120	000	3.3.30	千葉県香取市玉造3-10-1	医師	
8	0	0	この頁の小計		120	000				
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		北原 隆司					千葉県成田市御所の内6-11	自営業
					20,000	3.7.30		
					20,000	3.11.1		
					20,000	3.11.24		
800		この頁の小計			60,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				30	000	3.10.18	千葉県香取市下小野1140	自営業	
800				30	000				
810									
900									

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		鈴木 正浩			100	000	3.10.18	千葉県成田市花崎町828-11-1106	自営業	
800		この頁の小計			100	000				
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		栗林 利男					千葉県香取市西和田733	会社役員	
				100	000	3.10.18			
				50	000	3.11.1			
800		この頁の小計		150	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前()に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		小林 照宥			100	000	3.10.18	千葉県香取市佐原イ3010	会社役員	
8	0	0	この頁の小計		100,000					
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		小澤 重樹			100	000	3.12.28	千葉県成田市花崎町920-606	会社役員	
8	0	0	この頁の小計		100	000				
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				150	000	3.12.25	千葉県香取市佐原イ1722	会社役員	
800		この頁の小計		150	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円				
		土川 峰仙		1	000	000	3.9.17	千葉県旭市岩井120	自営業	
8	0	0	この頁の小計			1,000,000				
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				100	000	3.10.18	千葉県銚子市三軒町6-1	自営業	
800		この頁の小計			100,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		井上 祐貴			300	000	3.10.18	千葉県銚子市三軒町13-4	会社役員
800		この頁の小計			300	000			
810		その他の寄附							
900		合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				50	000	3.10.18	千葉県千葉市稲毛区天台2-4-27	弁護士	
800				50	000				
810									→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				20	000	3.10.18	千葉県香取市谷中978	自営業	
8	0	0		20	000				
8	1	0							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		青柳 耕一			50	000	3.10.18	千葉県香取市高萩1655-231	自営業
800		この頁の小計			50	000			
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
		小瀬澤 葉孝					千葉県成田市名木817		会社役員	
				20,000		3.10.27				
				30,000		3.11.1				
800		この頁の小計		50,000						
810		その他の寄附								
900		合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		榊 利衛			30	000	3.10.18	千葉県銚子市若宮町6-21	自営業
800		この頁の小計			30	000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。	
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				100	000	3.10.18	千葉県香取市佐原イ3840	会社役員	
800		この頁の小計			100,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		鈴木 総男			30	000	3.10.18	千葉県香山武郡横芝光町小田部519-1	自営業	
800		この頁の小計			30	000				
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				100	000	3.10.18	千葉県旭市見広1898-2	会社役員	
800				100	000				
810									
900									

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				50	000	3.10.18	千葉県香取郡神崎町神崎本宿2046	自営業	
8	0	0	この頁の小計		50,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		谷田川 仁司					茨城県鹿嶋市奈良毛236	農業	
				300	000	3.10.18			
				30	000	3.11.1			
8	0	0	この頁の小計		330	000			
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				50	000	3.10.20	千葉県香取郡東庄町東今泉682-1	自営業	
800		この頁の小計			50,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				100	000	3.10.26	東京都渋谷区代々木1-49-2	自営業	
800				100	000				
810									
900									

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		土屋 治彦			100	000	3.9.24	千葉県山武郡横芝光町芝崎1808	会社役員
800		この頁の小計			100	000			
810		その他の寄附							
900		合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				30	000	3.9.24	千葉県成田市吾妻1-4-8		会社員	
800		この頁の小計		30	000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		小幡 勇			50,000		千葉県成田市十余三15-60	会社役員	
800		この頁の小計			50,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		繪鳩 貴之			100	000	3.9.24	千葉県香取市イ240-2	会社役員	
8	0	0	この頁の小計		100	000				
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		石川 知裕			100	000	3.10.18	北海道帯広市西18条南5-32-10	自営業	
8	0	0	この頁の小計		100	000				
8	1	0	その他の寄附							
9	0	0	合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		畔蒜 毅		1	000	000	3.7.29	千葉県山武郡横芝光町木戸10110	会社役員	
8	0	0	この頁の小計		1,000,000					
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		畔蒜 由美子		1,000	000	000	3.11.24	千葉県山武郡横芝光町木戸10110	会社役員	
800		この頁の小計		1,000	000	000				
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		畔蒜 義文					千葉県山武郡横芝光町木戸10110	会社役員	
					500,000	3.3.30			
					100,000	3.6.7			
800		この頁の小計			600,000				
810		その他の寄附			290,000				→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計			7,660,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	栗林商事(株)						千葉県香取市西和田733	栗林 利男	
				10,000		3.1.28			
				10,000		3.3.1			
				10,000		3.3.26			
				10,000		3.4.28			
				10,000		3.5.28			
				10,000		3.6.28			
				10,000		3.7.30			
				10,000		3.8.27			
				10,000		3.9.29			
				10,000		3.10.28			
				10,000		3.11.29			
				10,000		3.12.29			
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
	(有)今泉薬局				千葉県香取市佐原イ2594	今泉 善一	
				5,000	3.1.28		
				5,000	3.3.1		
				5,000	3.3.26		
				5,000	3.4.28		
				5,000	3.5.28		
				5,000	3.6.28		
				5,000	3.7.30		
				5,000	3.8.27		
				5,000	3.9.29		
				5,000	3.10.28		
				5,000	3.11.29		
				5,000	3.12.29		
800	この頁の小計			60,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
							千葉県香取郡多古町多古566	鎌形 憲一	
				20,000		3.1.28			
				20,000		3.3.1			
				20,000		3.3.26			
				20,000		3.4.28			
				20,000		3.5.28			
				20,000		3.6.28			
				20,000		3.7.30			
				20,000		3.8.27			
				20,000		3.9.29			
				20,000		3.10.28			
				20,000		3.11.29			
				20,000		3.12.29			
800		この頁の小計		240,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	(株)カクタ					千葉県香取郡多古町十余三348-2	野田 富士男		
				10,000	3.1.28				
				10,000	3.3.1				
				10,000	3.3.26				
				10,000	3.4.28				
				10,000	3.5.28				
				10,000	3.6.28				
				10,000	3.7.30				
				10,000	3.8.27				
				10,000	3.9.29				
				10,000	3.10.28				
				10,000	3.11.29				
				10,000	3.12.29				
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。	
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		浅野電設(株)					茨城県稲敷市上之島1006	浅野 晃司		
					10,000	3.1.28				
					10,000	3.3.1				
					10,000	3.3.26				
					10,000	3.4.28				
					10,000	3.5.28				
					10,000	3.6.28				
					10,000	3.7.30				
					10,000	3.8.27				
					10,000	3.9.29				
					10,000	3.10.28				
					10,000	3.11.29				
					10,000	3.12.29				
800		この頁の小計			120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。	
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に⊕と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	太伸興業(株)						千葉県香取市境島900	大友 國男	
				10,000		3.1.28			
				10,000		3.3.1			
				10,000		3.3.26			
				10,000		3.4.28			
				10,000		3.5.28			
				10,000		3.6.28			
				10,000		3.7.30			
				10,000		3.8.27			
				10,000		3.9.29			
				10,000		3.10.28			
				10,000		3.11.29			
				10,000		3.12.29			
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		黒田建設(有)					千葉県香取市返田736	黒田 惣二		
					10,000	3.1.28				
					10,000	3.3.1				
					10,000	3.3.26				
					10,000	3.4.28				
					10,000	3.5.28				
					10,000	3.6.28				
					10,000	3.7.30				
					10,000	3.8.27				
					10,000	3.9.29				
					10,000	3.10.28				
					10,000	3.11.29				
					10,000	3.12.29				
800		この頁の小計			120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。	
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		(株)アタリヤ農園						千葉県香取市阿玉川1103	増田 俊哉	
						10,000	3.1.28			
						10,000	3.3.1			
						10,000	3.3.26			
						10,000	3.4.28			
						10,000	3.5.28			
						10,000	3.6.28			
						10,000	3.7.30			
						10,000	3.8.27			
						10,000	3.9.29			
						10,000	3.10.28			
						10,000	3.11.29			
						10,000	3.12.29			
800		この頁の小計				120,000				
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	(株)ナリコー						千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	加瀬 佳正	
				10,000		3.1.28			
				10,000		3.3.1			
				10,000		3.3.26			
				10,000		3.4.28			
				10,000		3.5.28			
				10,000		3.6.28			
				10,000		3.7.30			
				10,000		3.8.27			
				10,000		3.9.29			
				10,000		3.10.28			
				10,000		3.11.29			
				10,000		3.12.29			
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	共生建設(株)						千葉県成田市美郷台1-5-11	根本 実	
				10,000		3.1.28			
				10,000		3.3.1			
				10,000		3.3.26			
				10,000		3.4.28			
				10,000		3.5.28			
				10,000		3.6.28			
				10,000		3.7.30			
				10,000		3.8.27			
				10,000		3.9.29			
				10,000		3.10.28			
				10,000		3.11.29			
				10,000		3.12.29			
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	ワールドエンタプライズ(株)						千葉県成田市東町121-11	諸岡 勲	
				10,000		3.1.28			
				10,000		3.3.1			
				10,000		3.3.26			
				10,000		3.4.28			
				10,000		3.5.28			
				10,000		3.6.28			
				10,000		3.7.30			
				10,000		3.8.27			
				10,000		3.9.29			
				10,000		3.10.28			
				10,000		3.11.29			
				10,000		3.12.29			
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		佐原印刷(株)					千葉県香取市観音93-2	香取 克己		
					10,000	3.1.28				
					10,000	3.3.1				
					10,000	3.3.26				
					10,000	3.4.28				
					10,000	3.5.28				
					10,000	3.6.28				
					10,000	3.7.30				
					10,000	3.8.27				
					10,000	3.9.29				
					10,000	3.10.28				
					10,000	3.11.29				
					10,000	3.12.29				
800		この頁の小計			120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。	
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	山科鋼材(株)						茨城県稲敷市神宮寺490-1	山崎 二郎	
				50,000		3.1.28			
				50,000		3.3.1			
				50,000		3.3.26			
				50,000		3.4.28			
				50,000		3.5.28			
				50,000		3.6.28			
				50,000		3.7.30			
				50,000		3.8.27			
				50,000		3.9.29			
				50,000		3.10.28			
				50,000		3.11.29		山崎 浩一	
				50,000		3.12.29			
800	この頁の小計			600,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
		団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
		十億	百万	千	円					
		北総通信建設(株)					千葉県香取市本矢作757-1		大竹 信夫	
				10,000		3.1.28				
				10,000		3.3.1				
				10,000		3.3.26				
				10,000		3.4.28				
				10,000		3.5.28				
				10,000		3.6.28				
				10,000		3.7.30				
				10,000		3.8.27				
				10,000		3.9.29				
				10,000		3.10.28				
				10,000		3.11.29				
				10,000		3.12.29				
800		この頁の小計			120,000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	鈴久建設(株)					千葉県匝瑳市八日市場イ432-1	鈴木 英人
				10,000	3.1.28		
				10,000	3.3.1		
				10,000	3.3.26		
				10,000	3.4.28		
				10,000	3.5.28		
				10,000	3.6.28		
				10,000	3.7.30		
				10,000	3.8.27		
				10,000	3.10.28		
				10,000	3.11.29		
				10,000	3.12.29		
800	この頁の小計			110,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	(株)徳島屋					千葉県香取市佐原イ508	岡澤 一明
				10,000	3.1.28		
				10,000	3.3.1		
				10,000	3.3.26		
				10,000	3.4.28		
				10,000	3.5.28		
				10,000	3.6.28		
				10,000	3.7.30		
				10,000	3.8.27		
				10,000	3.9.29		
				10,000	3.10.28		
				10,000	3.11.29		
				10,000	3.12.29		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄は(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
		有限会社丸喜商事					千葉県成田市花崎町800-6	木内 健二	
				5,000		3.1.28			
				5,000		3.3.1			
				5,000		3.3.26			
				5,000		3.4.28			
				5,000		3.5.28			
				5,000		3.6.28			
				5,000		3.7.30			
				5,000		3.8.27			
				5,000		3.9.29			
				5,000		3.10.28			
				5,000		3.11.29			
				5,000		3.12.29			
800		この頁の小計		60,000					
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。			
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄は(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		有限会社 クサノ					千葉県香取市佐原木1159	草野 稔		
					5,000	3.1.28				
					5,000	3.3.1				
					5,000	3.3.26				
					5,000	3.4.28				
					5,000	3.5.28				
					5,000	3.6.28				
					5,000	3.7.30				
					5,000	3.8.27				
					5,000	3.9.29				
					5,000	3.10.28				
					5,000	3.11.29				
					5,000	3.12.29				
800		この頁の小計			60,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。	
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	医療法人 志誠会						千葉県香取市大倉字入り1196-1	平原 利彦	
				30,000		3.1.28			
				30,000		3.3.1			
				30,000		3.3.26			
				30,000		3.4.28			
				30,000		3.5.28			
				30,000		3.6.28			
				30,000		3.7.30			
				30,000		3.8.27			
				30,000		3.9.29			
				30,000		3.10.28			
				30,000		3.11.29			
				30,000		3.12.29			
800	この頁の小計			360,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	有限会社 山仙丸漁業						千葉県旭市中谷里8123	西宮 大和	
				10	000	3.1.28			
				10	000	3.3.1			
				10	000	3.3.26			
				10	000	3.4.28			
				10	000	3.5.28			
				10	000	3.6.28			
				10	000	3.7.30			
				10	000	3.8.27			
				10	000	3.9.29			
				10	000	3.10.28			
				10	000	3.11.29			
				10	000	3.12.29			
800	この頁の小計			120	000				
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	鈴木電設株式会社			10	000	3.1.28	千葉県旭市口244	時盛 克良	
				10	000	3.3.1			
				10	000	3.3.26			
				10	000	3.4.28			
				10	000	3.5.28			
				10	000	3.6.28			
				10	000	3.7.30			
				10	000	3.8.27			
				10	000	3.9.29			
				10	000	3.10.28			
				10	000	3.11.29			
				10	000	3.12.29			
800	この頁の小計			120	000				
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	東和総合警備保障株式会社			10	000	3.1.28	千葉県香取市佐原口2122-8	香取 信治	
				10	000	3.3.1			
				10	000	3.3.26			
				10	000	3.4.28			
				10	000	3.5.28			
				10	000	3.6.28			
				10	000	3.7.30			
				10	000	3.8.27			
				10	000	3.9.29			
				10	000	3.10.28			
				10	000	3.11.29			
				10	000	3.12.29			
800	この頁の小計			120	000				
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		(株)東京自働機械製作所						東京都千代田区岩本町3-107	山本 治男	
					50	000	3.1.25			
					50	000	3.2.25			
					50	000	3.3.25			
					50	000	3.4.23			
					50	000	3.5.25			
					50	000	3.6.25			
					50	000	3.7.21			
					50	000	3.8.25			
					50	000	3.9.24			
					50	000	3.10.25			
					50	000	3.11.25			
					50	000	3.12.24			
8	0	0	この頁の小計		600,000					
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	東邦建設(株)						千葉県成田市吉倉150-18	宮村 良典	
				10,000		3.1.25			
				10,000		3.2.25			
				10,000		3.3.25			
				10,000		3.4.23			
				10,000		3.5.25			
				10,000		3.6.25			
				10,000		3.7.21			
				10,000		3.8.25			
				10,000		3.9.24			
				10,000		3.10.25			
				10,000		3.11.25			
				10,000		3.12.24			
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千				
	車体用品工業(株)					千葉県香取市八日市場1005	山田 要	
				10,000	3.1.29			
				10,000	3.2.26			
				10,000	3.3.31			
				10,000	3.4.30			
				10,000	3.5.31			
				10,000	3.6.30			
				10,000	3.7.30			
				10,000	3.8.31			
				10,000	3.9.30			
				10,000	3.10.29			
				10,000	3.11.30			
				10,000	3.12.30			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
	(株) 上杉物産				茨城県神栖市知手3420-44	上杉 剛史	
			120,000	3.4.26			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	(株) 鈴徳						千葉県香取市丁子1158	鈴木 徳陽	
				60,000	3.4.27				
800	この頁の小計			60,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		日建総業(株)						東京都豊島区西池袋3-33-19	越川 淳	
					10,000	3.2.1				
					10,000	3.3.3				
					10,000	3.3.30				
					10,000	3.5.6				
					10,000	3.6.1				
					10,000	3.6.30				
					10,000	3.8.3				
					10,000	3.8.31				
					10,000	3.10.1				
					10,000	3.11.1				
					10,000	3.12.1				
					10,000	3.12.30				
800		この頁の小計			120,000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	関東機工建設(株)						千葉県成田市大清水214-15	小松 茂生	
					10,000	3.2.1			
					10,000	3.3.3			
					10,000	3.3.30			
					10,000	3.5.6			
					10,000	3.6.1			
					10,000	3.6.30			
					10,000	3.8.3			
					10,000	3.8.31			
					10,000	3.10.1			
					10,000	3.11.1			
					10,000	3.12.1			
					10,000	3.12.30			
800	この頁の小計				120,000				
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	(株)セイミヤ					茨城県潮来市潮来617	加瀬 勝正	
				10,000	3.2.1			
				10,000	3.3.3			
				10,000	3.3.30			
				10,000	3.5.6			
				10,000	3.6.1			
				10,000	3.6.30			
				10,000	3.8.3			
				10,000	3.8.31			
				10,000	3.10.1			
				10,000	3.11.1			
				10,000	3.12.1			
				10,000	3.12.30			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体			
		団 体 の 名 称		金 額		年 月 日		主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
		エイパス(株)						東京都中央区日本橋浜町2-25-2チャンピオンタワー6階		林田 哲弥	
						10,000		3.2.1			
						10,000		3.3.3			
						10,000		3.3.30			
						10,000		3.5.6			
						10,000		3.6.1			
						10,000		3.6.30			
						10,000		3.8.3			
						10,000		3.8.31			
						10,000		3.10.1			
						10,000		3.11.1			
						10,000		3.12.1			
						10,000		3.12.30			
8	0	0	この頁の小計			120,000					
8	1	0	その他の寄附			220,000					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計			5,370,000					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分		政治団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	北総政経研究会		1,000	000	3.6.4	千葉県香取市佐原口2164-2	谷田川 元
	"		4,000	000	3.10.5	"	"
	花斉会		100	000	3.10.7	東京都世田谷区下馬1-44-1-102	藤村 修
	北総政経研究会		3,000	000	3.10.18	千葉県香取市佐原口2164-2	谷田川 元
800	この頁の小計		8,100	000			
810	その他の寄附			0			→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		8,100	000			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

3. 支出項目別金額の内訳													
(1) 支出の総括表													
項 目				金 額				備 考					
				十億	百万	千	円						
1	経	常	経	費									
	(1)	人	件	費	0	1	0	9,516,278					
	(2)	光	熱	水	費	0	2	0	258,140				
	(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0	3	0	2,524,808	
	(4)	事	務	所	費	0	4	0	2,597,091				
	小	計	((1)~(4))		8	0	0	14,896,317					
2	政	治	活	動	費								
	(1)	組	織	活	動	費	0	5	0	152,670			
	(2)	選	挙	関	係	費	0	6	0	7,662,860			
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			0	7	0	10,164,622					
	(内訳)	ア	機関紙誌の発行事業費		0	8	0	6,091,353	※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること				
		イ	宣伝事業費		0	9	0	4,073,269					
		ウ	政治資金パーティー開催事業費		1	0	0	0					
		エ	その他の事業費		1	1	0	0					
	(4)	調	査	研	究	費	1	2	0	0			
	(5)	寄	附	・	交	付	金	1	3	0	12,000,000		
	(6)	その他の経費			1	4	0						
	小	計	((1)~(6))		8	0	1	29,980,152	うち本部・支部間の交付金合計	円			
	合	計			9	0	0	44,876,469	←(800)行と(801)行の合計を記載すること				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出			
		※資金管理団体は必要		

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
電気料金			13,046		3.1.14	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
"			12,834		3.2.15	"	"	
"			13,706		3.3.16	"	"	
"			15,058		3.4.15	"	"	
"			14,365		3.5.17	"	"	
"			14,205		3.6.15	"	"	
"			15,492		3.7.14	"	"	
"			16,575		3.8.13	"	"	
"			16,155		3.9.14	"	"	
"			16,863		3.10.14	"	"	
"			12,369		3.12.14	"	"	
この頁の小計			160,668					
その他の支出			97,472					
合計			258,140					

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体の用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
用紙代			31,790	3.1.20	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
事務用品費			29,515	3.1.29	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
"			67,762	3.1.29	"	"	
USB代			12,078	3.2.19	(株)ケーズホールディングス	茨城県水戸市桜川1-1-1	
事務用品費			65,841	3.2.26	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
パソコン2台1台・修繕費			173,200	3.3.25	いさおリンク 代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5	
事務用品費			13,442	3.3.31	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
"			38,366	3.4.30	"	"	
"			14,744	3.4.30	"	"	
"			19,026	3.5.31	"	"	
"			22,775	3.5.31	"	"	
はがき印刷代			129,360	3.6.9	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
この頁の小計			617,899				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
事務用品費			13,323	3.6.30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			12,108	3.6.30	〃	〃	
用紙・印刷代			12,925	3.6.30	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
角2封筒印刷代			22,000	3.7.16	〃	〃	
事務用品費			92,376	3.7.30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
地図購入代			297,264	3.8.31	(株)ゼンリン	千葉県千葉市中央区南町2-18-6	
事務用品費			13,952	3.8.31	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			24,638	3.9.30	〃	〃	
封筒印刷代			14,300	3.10.9	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
ラベル代			29,760	3.10.15	(株)ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1	
事務用品費			35,827	3.10.29	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			77,947	3.11.30	〃	〃	
〃			50,987	3.11.30	〃	〃	
この頁の小計			697,407				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
用紙代			159,390	3.12.14	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
事務用品費			67,301	3.12.28	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			23,377	3.12.28	〃	〃	
この頁の小計			250,068				
その他の支出			959,434				
合計			2,524,808				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
電話料金			27,505	3.1.4	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
ガレージ代			120,000	3.1.18	小長谷材木店	千葉県香取市佐原イ570	
レタックス			18,864	3.1.22	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			90,000	3.1.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			21,290	3.2.1	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			28,316	3.2.16	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			25,200	3.2.25	〃	〃	
事務所家賃			90,000	3.2.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			23,922	3.3.1	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			29,540	3.3.22	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			90,000	3.3.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
カラー複合機リース料			13,464	3.3.29	日立キャピタルNBL (株)	東京都港区西新橋1-3-1	
この頁の小計			578,101				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
電話料金			24,605		3.3.31	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			39,884		3.4.19	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			90,000		3.4.25	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			28,027		3.4.30	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
パソコン修繕費			16,800		3.5.7	いさおリンク 代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5	
自動車税			34,500		3.5.24	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
〃			15,700		3.5.24	〃	〃	
〃			15,700		3.5.24	〃	〃	
レタックス			56,244		3.5.24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			90,000		3.5.25	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落し
電話料金			22,003		3.5.31	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス			37,768		3.6.9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			471,231					
その他の支出								
合計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
ハガキ代		75	600	3.6.9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃		90	000	2.6.25	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金		25	935	3.6.30	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
年間保守サービス料		10	780	3.7.2	(株)BSLシステム研究所	東京都新宿区四谷4-11日新ビル4F	
電話料金		90	000	3.7.26	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
レタックス		29	908	3.7.28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金		22	502	2.8.2	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
切手代		42	168	2.8.6	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
レタックス		27	368	2.8.16	〃	〃	
事務所家賃		90	000	2.8.25	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金		27	099	2.8.31	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス		23	096	3.9.9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計		554	456				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体の用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃		90	000	3.9.27	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金		27	044	3.9.30	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス		24	648	3.10.20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代		12	600	3.10.23	〃	〃	
事務所家賃		90	000	3.10.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
NHK受信料		13	650	3.10.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
電話料金		27	690	3.11.1	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス		23	056	3.11.9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃		20	534	3.11.9	〃	〃	
事務所家賃		90	000	3.11.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金		37	557	3.11.30	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
パソコン修繕費		45	000	3.12.8	いさおリンク 代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5	
この頁の小計		501	779				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
レタックス			50,460		3.12.14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
ガレージ代			120,000		3.12.16	小長谷 忠義	千葉県香取市佐原イ570	
切手代			29,857		3.12.20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			90,000		3.12.25	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
会計監査			44,000		3.12.28	税理士 五十嵐玲彦	千葉県佐倉市稲荷台1-5-6	
この頁の小計			334,317					
その他の支出			157,207					
合計			2,597,091					

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費	5. その他の事業費		組織活動費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
佐原文化会館使用料	十億 百万 千 円 57,920	3.7.28	香取市役所生涯学習課	千葉県香取市佐原口2127		
舞台看板代	70,000	3.7.30	(有)フジタ工芸	千葉県香取市森戸128		
駐車場警備	24,750	3.8.5	東和総合警備(株)	千葉県香取市佐原口2122-8		
この頁の小計	152,670					
その他の支出						
合計	152,670					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		選挙対策費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
選挙ハガキ書き方印刷代			35,530	3.7.16	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
ご紹介カード印刷代			60,500	3.7.16	"	"	
返信用封筒印刷代			37,400	3.7.16	"	"	
選挙ハガキ印刷代			319,000	3.7.16	"	"	
チラシ印刷・折込代			966,636	3.9.16	"	"	
封筒印刷代			192,500	3.9.17	"	"	
郵便代			20,951	3.9.21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			11,760	3.9.24	"	"	
郵便代			17,082	3.9.24	"	"	
事務所案内印刷代			16,500	3.9.27	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
室内ポスター印刷代			56,100	3.9.27	"	"	
ワイヤレスマイク代			62,700	3.10.4	(株)ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1	
この頁の小計			1,796,659				
その他の支出							
合計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		選挙対策費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
ワイヤレスメガホン代		84	900	3.10.4	(株) ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1	
事務所案内印刷代		87	120	3.10.9	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
ご案内印刷代		104	060	3.10.9	"	"	
"		13	871	3.10.11	"	"	
郵便代		82	928	3.10.11	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
"		92	783	3.10.11	"	"	
"		99	864	3.10.11	"	"	
"		282	437	3.10.11	"	"	
"		51	744	3.10.11	"	"	
"		23	944	3.10.11	"	"	
"		104	463	3.10.12	"	"	
"		34	675	3.10.12	"	"	
この頁の小計		1,062	789				
その他の支出							
合計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		選挙対策費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
郵便代			36,281		3.10.12	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
"			20,805		3.10.12	"	"
"			48,983		3.10.12	"	"
"			42,048		3.10.12	"	"
"			167,694		3.10.12	"	"
チラシ印刷・折込代			1,047,871		3.10.12	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
ワイヤレスメガホン代			62,340		3.10.12	(株)ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1
郵便代			73,000		3.10.13	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
"			32,776		3.10.13	"	"
"			49,640		3.10.13	"	"
ポスター印刷代			250,800		3.10.14	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
掲示用ポスター代			528,000		3.10.15	"	"
この頁の小計			2,360,238				
その他の支出							
合計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		選挙対策費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
決定ビラ1号・2号印刷代		532	400	3.10.18	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
郵便代		34	650	3.10.26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
ビラ折込代		183	150	3.10.27	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
〃		159	885	3.10.27	〃	〃
看板代		500	000	3.10.27	(有)フジタ工芸	千葉県香取市森戸128
遊説カー設備費		122	072	3.10.31	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区内神田3-23-8
宣伝広告費		500	000	3.11.1	いさおリンク 代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5
ガソリン代		32	659	3.11.10	長島石油(株)	千葉県香取市佐原口2028-11
コピー代		336	160	3.11.30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128
この頁の小計		2,400	976			
その他の支出		42	198			
合計		7,662	860			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		製作費・印刷費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
会報「雄志」印刷		165	000	3.4.2	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
〃		396	000	3.7.14	〃	〃
タウンプラス印刷代		932	159	3.9.27	〃	〃
タウンメール印刷代		248	705	3.10.5	(株)秀英社	千葉県銚子市松本町1-6-2
会報「雄志」印刷		165	000	3.12.14	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
この頁の小計		1,906	864			
その他の支出			0			
合計		1,906	864			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		発送費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
会報「雄志」発送代		230	502	3. 5. 26	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10
"		675	680	3. 8. 25	"	"
タウンメール発送代		127	223	3. 9. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
"		50	750	3. 9. 30	"	"
タウンプラス発送代		123	860	3. 10. 1	"	"
タウンメール発送代		182	294	3. 10. 1	"	"
"		52	722	3. 10. 1	"	"
"		99	035	3. 10. 1	"	"
"		388	716	3. 10. 1	"	"
"		114	144	3. 10. 1	"	"
"		64	815	3. 10. 1	"	"
"		46	487	3. 10. 1	"	"
この頁の小計		2,156	228			
その他の支出						
合計						

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		発送費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
タウンメール発送代		59	305	3.10.1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
"		680	804	3.10.1	"	"
"		397	242	3.10.1	"	"
"		125	135	3.10.1	"	"
"		73	225	3.10.1	"	"
"		98	774	3.10.1	"	"
"		268	569	3.10.1	"	"
"		112	810	3.10.6	"	"
"		59	914	3.10.6	"	"
"		81	548	3.10.6	"	"
"		15	718	3.10.6	"	"
"		45	211	3.10.6	"	"
この頁の小計		2,018	255			
その他の支出		10	006			
合計		4,184	489			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝広告費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
広報版木材		40	184	3.1.21	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1
広報版看板代		300	000	3.1.27	(株)アイネット	千葉縣市原市五井4946
広報版木材		40	184	3.2.24	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1
ワッポン代		67	100	3.2.16	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルビナス横浜西口2F
広報版木材		41	184	3.3.12	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1
ワッポン代		34	100	3.3.31	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルビナス横浜西口2F
ポスター印刷代		567	600	3.3.31	佐原印刷株式会社	千葉県香取市観音93-2
HP管理費用		250	000	3.4.22	いさおリンク代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5
広報版木材		47	520	3.4.23	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1
ワッポン代		67	100	3.4.27	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルビナス横浜西口2F
広報版木材カット代		10	000	3.4.28	伊能工務店	千葉県香取市福田165
広報版看板代		425	000	3.5.10	(株)アイネット	千葉縣市原市五井4946
この頁の小計		1,889	972			
その他の支出						
合計						

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 宣伝広告費	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費			5. その他の事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
広報版木材			47,520		3.6.21	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1	
"			47,520		3.7.13	"	"	
リーフレット印刷代			264,000		3.7.16	佐原印刷株式会社	千葉県香取市観音93-2	
のぼり旗作成代			221,100		3.8.20	(株)メロウリンク企画	千葉県千葉市中央区中央4-12-12	
広報版木材			50,490		3.8.31	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1	
広報版木材カット代			10,000		3.9.3	伊能工務店	千葉県香取市福田165	
のぼり旗ポール代			12,872		3.9.27	(株)山新	茨城県水戸市千波町2292	
看板デザイン料			16,500		3.10.5	(株)メロウリンク企画	千葉県千葉市中央区中央4-12-12	
ワッポン代			67,100		3.10.8	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルビナス横浜西口2F	
広報版看板代			83,600		3.11.9	(株)アイネット	千葉縣市原市五井4946	
看板代			110,000		3.11.11	(有)フジタ工芸	千葉県香取市森戸128	
ワッポン代			67,100		3.11.15	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルビナス横浜西口2F	
この頁の小計			997,802					
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)に記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝広告費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
ワッポン代		67	100	3.12.7	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルビナス横浜西口2F
インターネット管理費		500	000	3.12.8	いさおリンク代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5
広報版木材		55	440	3.12.19	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1
広報版木材カット代		10	000	3.12.20	伊能工務店	千葉県香取市福田165
この頁の小計		632	540			
その他の支出		64	019			
合計		3	584	333		

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		遊説費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
車保険代			48	430	3.1.26	損保ジャパン(株)	東京都新宿区新宿1-26-1	
車検代			97	500	3.2.26	(有)松本自工	千葉県香取市佐原口2122	
車修理代			33	000	3.3.10	本宮自動車板金塗装	千葉県香取市津ノ宮138	
〃			17	858	3.3.31	トヨタカローラ千葉(株)	千葉県千葉市美浜区幸町1-6-3	
車保険料			129	780	3.4.26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
〃			60	820	3.4.26	〃	〃	
車保険代			15	020	3.6.15	損保ジャパン(株)	東京都新宿区新宿1-26-1	
車部品代			29	880	3.8.13	(株)オートバックスセブン	東京都江東区豊洲5-6-52NBF豊洲キャナルフロント」2~3階	
車タイヤ代			42	000	3.9.20	飯森石油(株)	千葉県香取市八日市場1003	
この頁の小計			474	288				
その他の支出			14	648				
合計			488	936				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		寄付金		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
寄付		1,000	000		3.2.5	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原口2164-2
"		1,000	000		3.2.22	"	"
"		1,000	000		3.4.1	"	"
"		1,000	000		3.4.21	"	"
"		2,000	000		3.6.4	"	"
"		2,000	000		3.7.19	"	"
"		2,000	000		3.8.10	"	"
"		1,000	000		3.11.2	"	"
"		1,000	000		3.12.10	"	"
この頁の小計		12,000	000				
その他の支出			0				
合計		12,000	000				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	(該当する項目に○)				年月日	備考
			01 土地	02 建物	03 地上権等	04 動産 05 預金等 06 金銭信託		
摘要		金額						
		十億	百万	千	円			
	印刷機		1	078	000	2.9.23	1台	
800	この頁の小計				1,078,000			
900	合計				1,078,000			

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
 (2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 2 月 4 日

政治団体の名称 **立憲民主党千葉県第10区総支部**

会計責任者の氏名 **宮澤 健**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和 4 年 / 月 29 日

立憲民主党千葉県第 10 区総支部

代表 谷田川元 殿

登録政治資金監査人 五十嵐玲希
登録番号 第 618 号
研修修了年月日 平成21年6月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第 10 区総支部の令和 3 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第 10 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党千葉県第 10 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上